

業務計画書（泉大津市第3次環境基本計画）

令和3年12月22日

1 業務の目的

泉大津市では、令和2年6月5日に「気候非常事態宣言」及び同月17日に「ゼロカーボンシティ」を表明されている。本業務では、泉大津市環境基本条例（以下「条例」という。）に基づき、平成24年3月に策定した「泉大津市第2次環境基本計画」が令和3（2021）年度に終了することから、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和2年度に策定した「第3次環境基本計画の骨子」を活用し、「泉大津市第3次環境基本計画及び地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）」を策定することを目的とする。

2 業務内容：環境基本計画策定業務

(1) 庁内職員説明会

泉大津市が取り組む施策について検討するため、国内外における2050年カーボンニュートラルを巡る動きなどについて解説する説明会を開催する。

開催日時	1月中旬～下旬
開催回数	4回
対象	管理職員2回、非管理職員2回
内容 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉大津市第2次環境基本計画の振り返り ・ 過去10年間の環境指標の変化、推移（エネルギー消費量、ごみ排出量、大気環境等） ・ 取組みの実施状況 ・ カーボンニュートラルに向けた国内外の動向 ・ パリ協定と主要国の施策 ・ 国内動向（特に2050年カーボンゼロ宣言後の動向について） ・ 先進都市の取組み 等 ・ 庁内ヒアリングに関する説明（次項）

(2) 庁内ヒアリング

各課の取組みについて調査を実施する。調査に先立ち「事業提案」についての調査シートを作成し、各課から一次的な情報収集を行う。第2次環境基本計画の取組みに対して課題が残る取組みは「変更」、順調に成果が出ているものは「継続」、近年の動向を踏まえて新たに事業を実施する内容は「新規」として庁内における取組みを整理する。調査シートを元に市と協議の上でヒアリングが必要な課について決定しヒアリングを実施する。

(3) 環境基本計画骨子案の修正検討

環境基本計画の骨子案について修正を検討する。